

令和6年度の保険料

次のように保険料率が変わります。 ※ () 内は増減率・額

	所得割 前年所得に応じて計算	資産割 固定資産税額に応じて計算	均等割 加入者数に応じて計算	平等割 世帯ごとに計算
医療分	8.11% (+0.81%)	19.82% (-3.50%)	33,600円 (+6,420円)	22,800円 (+3,120円)
支援分	3.01% (+0.82%)	6.19% (-1.09%)	12,000円 (+3,800円)	8,100円 (+2,340円)
介護分	2.44% (+0.36%)	7.51% (-1.32%)	12,300円 (+2,700円)	6,300円 (+2,020円)

一人当たりの年間保険料は
改定前と比べて

平均で **15,000円程度**
高くなる見込みです

※令和5年度実績に基づく試算

令和6年度分の納付書は
7月中旬に郵送します

納付期限(1期分) **7/31(水)**

保険料の試算ができます。令和5年中の収入が分かるものをご用意いただき、国保医療課(28-6020)までお問い合わせください。

モデルケース③

70歳代夫婦のみ
(世帯所得110万円・固定資産税10万円)



年間保険料 **16万4,400円**
(+20,400円/年)

モデルケース②

30歳代ひとり親・子1人
(世帯所得0万円・固定資産税0円)



年間保険料 **3万6,000円**
(+7,200円/年)

モデルケース①

40歳代夫婦・子3人
(世帯所得510万円・固定資産税0円)



年間保険料 **91万6,800円**
(+146,400円/年)

マイナ保険証の利用

令和6年12月2日で、従来の保険証の発行は終了します。さまざまなメリットがあるマイナ保険証をご利用ください。

メリット

- ▶データに基づく診療・処方を受けられる
- ▶手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除
- ▶確定申告がスムーズ



マイナカードの申請方法など、詳しくはこちら▲

※保険証に記載された有効期間満了後、マイナ保険証を保有していない方には、被保険者資格の情報などを記載した資格確認書が交付される予定です

移動型行政サービス
Bes-Paでも申請できます
(20ページ関連記事)



04 保険料を抑えるために

誰も病気やけがのリスクはありますが、そのリスクを抑えることは可能です。健康を心掛けることが、医療費の抑制、保険料の抑制につながります。

特定健診の受診

早期発見、早期治療、重症化予防のため、定期的に健診を受けましょう。また、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師を持ち、適正受診・適正服薬に努めましょう。

健診を受けよう!

市では、さまざまな健診・検診を行っています。※受診費用の補助あり

詳しくはこちら▶



令和15年度からの保険料水準の県内統一に向けて

令和6年度から国民健康保険料率が変わります

愛媛県国民健康保険運営方針の改定により、令和15年度からの「保険料水準の県内統一」が示されました。この方針に基づき、県内20市町では、資産割の廃止や医療費平準化などの調整が進められます。本市でも、国民健康保険の安定的な運営に向けて、令和15年度まで国民健康保険料を段階的に見直します。



問い合わせ先 国保医療課 28-6020

03 県への納付金と本市の現状

納付金とは、加入者から納められた保険料を、市が県に支払うもので、医療費の財源になります。その金額は、市の医療費水準や所得水準によって決まります。

本市は、一人当たりの医療費が極めて高いため、納付金もそれに応じて高額になっています。一方で、国保加入者の減少などにより、納付金を支払うための財源が不足しており、国保財政は厳しい状況が続いています。

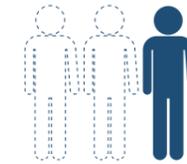
医療費の増加

本市の一人当たりの医療費は県内で**最も高額**な年間**約46万円**です。※令和3年度



国保加入者の減少

社会保険加入者の増加や後期高齢者医療制度への移行などにより、国保加入者は年々減少。今後、毎年800~1000人程度減少すると想定されます。



加入者が**1000人減少**すると医療費財源は**約1億円減少**します。

貯金残高の減少

保険料収入の不足を補うため、繰越金と財政調整基金(貯金)を活用してきましたが、年々貯金残高が減少しています。このままでは、令和6年度末には、貯金残高不足となります。

県内における保険料水準の統一と本市の国保財政が厳しい状況にあることから**令和6年度から3年間、保険料率を改定し保険料を毎年約10~30%引き上げます**

01 国民健康保険制度とは

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、都道府県と市町村が協力して運営する公的医療保険です。

自営業や農林漁業者などの社会保険に加入していない方や、退職して社会保険を脱退した方が、国保に加入します。



02 保険料水準の統一を目指して

県では、県内どこに住んでいても「同じ所得水準・同じ世帯構成」であれば、保険料が同じになるように、令和15年度からの保険料水準の県内統一を目指します。



まずは、令和12年度までに**保険料算定方法の統一と県標準保険料率への統一**が進められます

1 保険料算定方法を県内で統一

本市は、令和12年度までに資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3つになります。

所得割	均等割
平等割	資産割

2 県標準保険料率への統一

県が定める標準保険料率などを参考に、保険料率を見直します。

※標準保険料率は毎年見直されています

